医療人材確保 · 派遣等支援事業実施要領

<長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業>

(趣旨)

第1 この要領は、令和5年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱(令和5年4月19日付け5感第37号)に定める補助金の交付の対象となる事業のうち、医療人材確保・派遣等支援事業の実施にあたり必要な事項について定めるものとする。

(事業内容)

- 第2 対象となる事業の内容は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業
 - ア 実施者

医療従事者の派遣を行う医療機関の開設者

イ 内容

新型コロナウイルス感染症入院患者を受け入れている医療機関等(派遣先)へ医師等 医療従事者の派遣を行う医療機関(派遣元)を対象に、その派遣実績に応じて支援を行 う。

ウ 実施要件

派遣先は新型コロナウイルス感染症入院患者を受け入れている医療機関等とする。

- (2) 新型コロナウイルスに感染した医師等に代わり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業
 - ア 実施者

医師又は薬剤師を派遣する医療機関・薬局の開設者

イ 内容

新型コロナウイルス感染症に感染(同感染症の疑いがある場合も含む)し診療等を行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局(派遣先)において代わりに診療等に従事するため、医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局(派遣元)に対して、その派遣実績に応じて支援を行う。

- ウ 実施要件
- (ア) 派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染(同感染症の疑いがある場合を含む)した医師又は薬剤師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関・薬局において診療等に従事することができない期間とする。
- (イ) 派遣先となる薬局については、日常生活圏域(具体的には中学校区)に1件の み所在する薬局を対象とする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業ア 実施者

医療従事者の派遣を行う医療機関の開設者

イ 内容

医師等が新型コロナウイルス対応に従事するために他の医療機関に応援派遣されているため、厳しい診療状況となっている医療機関(派遣先)に、県が定める計画に基づき、県の登録を受けた医師等を派遣する医療機関(派遣元)に対して、派遣実績に応じて支援を行う。

ウ 実施要件

- (ア) 派遣先は新型コロナウイルス感染症入院患者を受け入れていない医療機関とする。
- (イ) 派遣元は、医療機関として、1か月のべ5日以上(派遣先の常勤医師等の勤務時間に準ずる)の派遣を行う。
- (ウ) 補助対象となる派遣期間は2か月間を上限とする。
- (エ) 県において、派遣元から医師等が派遣された実績を確認した上で支援を行う。 派遣元が派遣する医師等について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合は雇用調整助成金分を控除して支援を行う。

(補助対象経費等)

第3 補助金の基準額、補助対象経費等は、令和5年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱(令和5年4月19日付け5感第37号)に定めるとおりとする。

附 則(令和5年5月15日5感第99号、5薬第144号) この要領は、令和5年4月1日から適用する。